

宮川渇水調整協議会における決定事項について ～節水の解除～

1. 概 要

宮川流域では、小雨傾向が続き河川流況が悪化したことから、4月には、かんがいのための宮川ダムからの水補給が開始されました。少雨によりダムからの補給が続くことで、宮川ダムのかんがい用水のための貯留水が枯渇するおそれが生じたことを受けて4月25日に宮川渇水調整協議会を開催し、4月26日からかんがい用水は35%節水、水道用水は自主節水を実施してきました。

4月末からは、定期的に降雨があったことにより河川の流況が改善され、農業に必要な水が宮川ダムからの補給がなくても宮川からの取水で確保できるようになったこと及び6月7日に気象庁より東海地方の梅雨入りが発表され、今後においても降雨が見込めることから、6月11日に宮川渇水調整協議会を開催し、下記の事項を決定しました。

【宮川渇水調整協議会決定事項】

(1) 6月11日12時をもって節水を解除する。

2. 解 禁

なし

3. 配 布 先

三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

問い合わせ先

宮川渇水調整協議会 事務局

国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

副所長（河川） 細野 貴司

河川占用調整課長 寺田 広和

電話：059-229-2218 Fax：059-229-2231

河川に関する情報はスマートフォンからリアルタイムで確認できます。
【国土交通省 川の防災情報】

